

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 地方公営企業会計制度の見直しに伴い、所要の改正を行います。
- 2 その他、必要な勘定科目の整理を行います。
- 3 この規程は、平成26年2月4日から施行し、平成26年度の事業年度から適用します。